

審 査 決 定 報 告 書

公営企業会計決算特別委員会

令和８年第３回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました認定第２号（令和７年度水戸市公営企業会計決算認定について）の審査の経過及び結果について、水戸市議会会議規則第１０１条の規定に基づき報告します。

当委員会は、第１回委員会を９月７日に開催し、正副委員長の互選を行い、委員長を後藤通子、副委員長を森智世子委員に決定しました。

続いて、９月２４、２５、２８日にそれぞれ委員会を開催し、提出された決算書及び審査資料を中心に、種々質疑応答を行うなど、その内容について慎重に審査を行った後、採決の結果、認定第２号は、全会一致をもって、認定すべきものと決定しました。

なお、委員会の審査を通じ、今後の市政運営上留意すべき事項として各委員から出された主な意見は、次のとおりであります。

審 査 意 見

１ 水道事業会計について

- (１) 老朽化した管路・施設が増加する中、アセットマネジメントに基づき、重要度・優先度を明確化し、管路・施設の計画的な更新に取り組まれない。
- (２) 災害時における水道水の供給確保のため、基幹管路の耐震適合率の目標値達成を目指し、計画的かつ着実な耐震化の取組を進められたい。
- (３) 漏水調査、宅内漏水調査を引き続き適切に実施し、漏水対策及び有収率の向上に努められたい。
- (４) 市民負担の公平性確保のため、債権回収における弁護士法人の活用を積極的に図り、未収金の縮減に取り組まれない。
- (５) 水道水のカビ臭などの臭気対策について、利用者からの苦情の内容及び件数を把握の上、データ化し、対策の効果を検証することで、新たな対策につなげられたい。
- (６) 減損処理を行った廃止施設について、将来的な安全上のリスク及び維持管理の負担増大を避けるため、民間アイデアの活用や段階的な撤去など、主体的かつ柔軟な出口戦略を検討されたい。
- (７) 本市の水道施設は、先人たちの努力により築かれたものである。漏水対策や水質管理、鉛製給水管の解消等の課題への取組を今後も着実に推進し、市民に安全・安心でおいしい水を安定的に供給できるよう努められたい。

2 下水道事業会計について

- (1) 市浄化センターの消化ガス発電設備の維持管理を引き続き適切に行い、今後とも安定的に稼働できるよう取り組まれない。
- (2) 全国特別重点調査で判明した下水道管路の修繕予定箇所について、修繕実施までの間、該当箇所の定期的な路面監視を継続し、市民の安全確保及び事故防止に努められたい。また、管路の点検及び修繕については、早期の異常の把握など、事故を未然に防ぐ予防保全の視点を一層重視されたい。
- (3) 下水道使用料及び受益者負担金について、滞納者への丁寧な収納相談に取り組むとともに、延滞金の徴収に当たってはシステム改修の検討を進め、収納率の向上に努められたい。
- (4) 施設更新について、国への財源要望や補助金の積極的な活用を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減及び事業費の平準化に努められたい。
- (5) 水洗化率の向上に向け、下水道切替工事補助制度の充実及び更なる周知を検討されたい。
- (6) 職員の技術力及び専門性の向上のため、研修や実務を通じた技術継承及び人材育成に取り組まれない。

3 共通の事項について

- (1) D X 及びデジタル技術を活用し、施設運営の効率化や業務のスマート化、コスト削減等を推進し、健全で安定した財務体質の維持・強化に取り組まれない。
- (2) 施設の維持管理・更新費用や事業の運営状況について、事業の必要性や市民負担に対する理解が深まるよう、市民への分かりやすく透明性の高い情報発信に努められたい。

上記のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

水戸市議会議長 袴塚孝雄様

公営企業会計決算特別委員会
委員長 後藤通子